令和８年度決算特別委員会資料

健全化判断比率および資金不足比率の概要

総　　務　　部

健全化判断比率および資金不足比率の概要

1　『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の概要

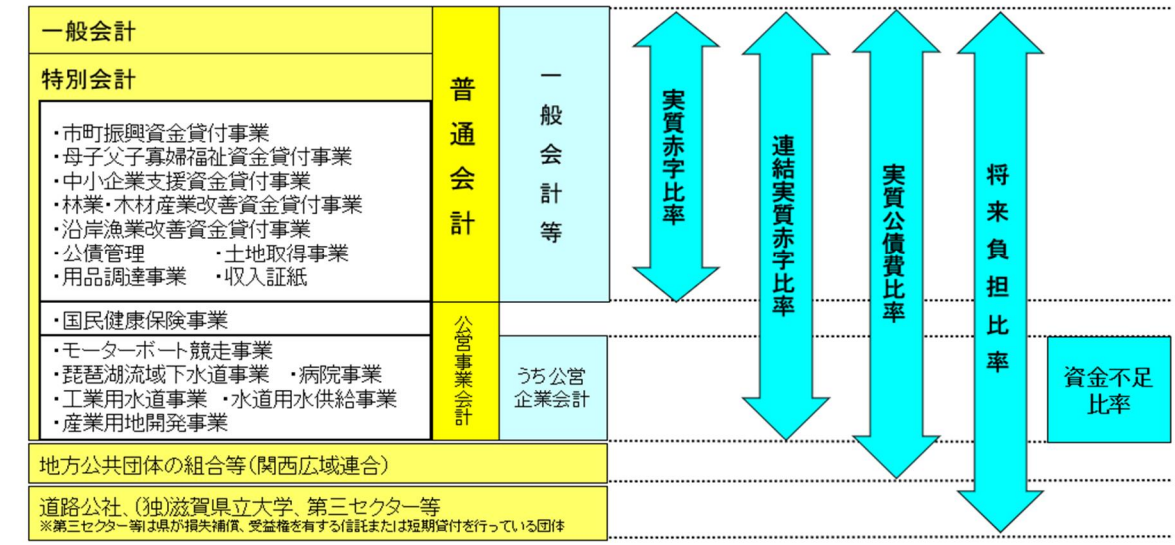
（1）目的

財政の健全化に関する比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率）の公表の制度を設け、その比率に応じて、「財政の早期健全化および財政の再生」ならびに「公営企業の経営の健全化」を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、策定された計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化を図る。

（2）施行時期

・健全化判断比率の公表　　平成 20 年度（平成 19 年度決算）から適用
・財政健全化計画の策定等　　平成 21 年度（平成 20 年度決算）から適用

（参考）健全化判断比率等の対象



2　令和７年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率

	R７比率	R６比率	＜参考＞早期健全化基準	＜参考＞財政再生基準
(1) 実質赤字比率	－	－	3.75%	5.0%
(2) 連結実質赤字比率	－	－	8.75%	15.0%
(3) 実質公債費比率	10.5%	11.2%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	176.9%	178.5%	400.0%	－
(5) 資金不足比率			＜参考＞経営健全化基準	－
モーターボート競走事業	－	－	20.0%	
琵琶湖流域下水道事業	－	－		
病院事業	－	－		
工業用水道事業	－	－		
水道用水供給事業	－	－		
産業用地開発事業	－			

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「－」としている。
※資金不足比率は、資金不足額がないため、「－」としている。
※早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画の策定が必要となる。
※財政再生基準以上の場合は、財政再生計画の策定が必要となる。また、計画について、総務大臣の同意を得ていない場合は、災害復旧事業債を除き起債を制限される。

［単位：百万円］

(1) 実質赤字比率

『一般会計等の実質赤字額』の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}\quad ▲1{,}119}{\text{標準財政規模}\qquad 372{,}886} = -$$

※実質収支額が黒字のため、実質赤字額は負の値となる。

(2) 連結実質赤字比率

『全会計の実質赤字額（または資金不足額)』の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}\quad ▲31{,}326}{\text{標準財政規模}\qquad 372{,}886} = -$$

※連結実質赤字額は、一般会計等、国民健康保険事業、モーターボート競走事業、琵琶湖流域下水道事業、病院事業、工業用水道事業、水道用水供給事業、産業用地開発事業の実質収支額または資金不足額を基に算定している。
※連結実質収支額が黒字のため、連結実質赤字額は負の値となる。

(3) 実質公債費比率

『一般会計等の元利償還金』および『公営企業債の償還に係る一般会計からの繰出金等（準元利償還金)』の標準財政規模に対する比率（令和５年度～令和７年度の３カ年平均）

$$\frac{\text{実質公債費Ⓐ（地方債元利償還金＋準元利償還金）－ Ⓐに係る普通交付税算入額}}{\text{標準財政規模}\quad - \quad \text{Ⓐに係る普通交付税算入額}} = 10.5\%$$

	７年度決算	６年度決算	５年度決算
実　質　公　債　費	32,715	33,116	34,961
標　準　財　政　規　模	330,157	318,268	304,870
実質公債費比率（単年度）	9.91%	10.41%	11.47%

（３カ年平均）
➡ 10.5%

※実質公債費および標準財政規模は、普通交付税算入額控除後の額である。
※令和５年度実質公債費比率は 11.3%、令和６年度実質公債費比率は 11.2%である。

［単位：百万円］

（4）将来負担比率

『公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債』の標準財政規模に対する比率

$$\frac{\text{将来負担額Ⓐ } 1{,}259{,}080 \quad - \quad \text{充当可能財源等Ⓑ } 674{,}858}{\text{標準財政規模 } 372{,}886 \quad - \quad \text{元利償還金に係る普通交付税算入額 } 42{,}729} = 176.9\%$$

将来負担額 Ⓐ

	将来負担額	構成比	備　　考
①　地　方　債　現　在　高	1,065,798	84.7%	一般会計等の令和７年度末残高
うち臨時財政対策債	371,350	29.5%	
②債務負担行為に基づく支出予定額	38,173	3.0%	地方財政法５条経費に係る分を算入
③公営企業債等繰入見込額	36,512	2.9%	公営企業債の償還に係る一般会計からの繰入見込額
④地方公共団体の組合等（関西広域連合）に係る負担見込額	－	－	関西広域連合に係る地方債の償還および連結実質赤字額に対する負担見込額
⑤退職手当負担見込額	117,417	9.3%	対象職員全員が、年度末に自己都合により退職した場合の額を算入
⑥設立法人の負債額等負担見込額	1,180	0.1%	
道路公社	－	－	借入金残高および将来収支不足額が道路事業損失補てん引当金を上回る場合に算入
滋賀県立大学（地方独立行政法人）	－	－	繰越欠損金がある場合に算入
第三セクター等	1,180	0.1%	
滋賀食肉公社	1,072	0.1%	1,192 百万円 × 90%
滋賀食肉市場	108	0.0%	120 百万円 × 90%
その他	－	－	滋賀県信用保証協会に係る損失補償
合　　計	1,259,080	100.0%	

※第三セクター等の備考欄の記述のうち、滋賀食肉公社は「県の損失補償付債務残高×県の将来負担見込率」を、滋賀食肉市場は「特定短期貸付金（いわゆるオーバーナイト）等×県の将来負担見込率」を表す。

充当可能財源等 Ⓑ

	充当可能額	備　　考
①充当可能基金額	106,248	地方債の償還等に充当可能な基金の総額（34 基金）
②充当可能特定財源	2,962	地方債を財源とする貸付金の元利償還金、公営住宅使用料等
③普通交付税算入見込額	565,648	地方債現在高に係る今後の普通交付税算入見込額
合　　計	674,858	

［単位：百万円］

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

（法適用企業）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}_{※3}（\text{流動負債}＋\text{算入地方債}_{※1}－\text{流動資産}－\text{解消可能資金不足額}_{※2}）}{\text{事業の規模（営業収益－受託工事収益）}}$$

※1　建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額。
※2　建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。
※3　流動負債＋算入地方債－流動資産－解消可能資金不足額＜０の場合、資金不足額は０となる。

（参考：法適用企業の資金剰余額）

モーターボート競走事業	12,485
琵琶湖流域下水道事業	1,198
病院事業	0
工業用水道事業	4,843
水道用水供給事業	7,488

（法非適用企業）※宅地造成事業

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額（歳出－歳入－土地収入見込額）}}{\text{事業の規模（資本の額に相当する額＋負債の額に相当する額）}}$$

（参考：法非適用企業の資金不足額）

産業用地開発事業	0